○ JITBOXチャーター便約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　引受け（第三条・第四条）
　第二節　引渡し（第五条・第六条）
　第三節　指図（第七条・第十条）
　第四節　事故（第十一条・第十五条）
　第五節　オプション作業（第十六条・第十三条）
　第六節　責任（第十四条・第三十四条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店の営業するJITBOXチャーター便事業に関する運送約款は、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、契約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　引受け

（受付日時）

第二条　当店は、運送の申込みの受付日時を定め営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（申込み）

第三条　荷送人は、当店に荷物の運送の申込みをするとき、次の事項を口頭、書面又は電磁的方法による伝達により、当店に伝えなければなりません。

一　荷送人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号及び郵便番号

二　荷受人の氏名又は名称、配達先、電話番号及び郵便番号

三　荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う日（以下「お届け希望日」といい、ただし、荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う日から7日以内に限ります。）

四　荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う時間帯（以下「お届け時間帯」といい、ただし、荷送人があらかじめ指図しない場合は、指図しないことができます。）

五　荷物の品名、重量及び個口数

六　附帯作業（オプションサービス指定乗務員・機持ち・機待ち作業、コールドボックスでの保冷配送の業務等を指し、以下、これらを「オプション作業」という。）

七　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質のほか、その他必要な事項を記載するものとします。）

2　当店は、前項の申込みを引き受けない場合は、荷送人に対し、その旨を通知するものとします。なお、当店から引き受けない旨の通知が無い場合は、申込みを引き受けたものとします。

（送り状）

第四条　当店は荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を第六条第一項に定めるボックス1本ごとに発行します。

一　第三条第一項各号の事項（以下「お届け希望日」と「お届け時間帯」をあわせて「配達日時」といいます。）

二　荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称または指号

三　荷物受託日及び料金（オプション作業その他運送に関する費用の額。）

四　運賃及び料金（オプション作業その他運送に関する費用の額。）

五　問い合わせ窓口電話番号

六　その他荷物の運送に関し必要な事項

2　当店は送り状に記載すべき事項の内容を、電磁的方法等により規定する場合があります。

（荷物の種類及び性質の確認）

第五条　当店は、送り状に記載された荷物の品名、重量、個口数及び性質につき荷送人から第三条第一項に基づき通知した内容と違いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

2　当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の品名、重量、個口数及び性質が、当店が第三条第一項に基づき通知した内容と異なるときは、荷送人に対し、点検により生じた損害の賠償をします。

3　検査により生じた損害の賠償をした場合において、荷物の品名、重量及び性質が、荷送人から第三条第一項に基づいて通知した内容と異なるときは、荷送人には感謝に要した費用を負担していただきます。

（荷造り）

第六条　当店は、荷物をロールボックスでレンタル又はコールドボックス（以下あわせて「ボックス」という。）に梱包し、送り状に記載された配達先までで運送します。

2　荷送人は、荷物を、重量、容積、性質等に応じて、運送に適するように荷造りしなければなりません。

3　なお、当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担によりオプション作業の範囲内で当店が必要な荷造りを行う場合があります。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の申込みを拒絶し、また運送の申込みを引受け後に発覚した場合は、引受けを解除できるものとします。

一　当該運送の業務が、この運送約款によらないものであるとき。

二　荷送人が、第三条第一項各号の事項を通知せず、又は第五条第一項の規定による点検に同意しないとき。

三　荷造り又は荷物のボックス積載での運送に適さないとき。

四　当該運送が、荷送人からの特別の負担を求められたとき。

五　運送に関係する法令の定める行為の防止等に関する法律（以下「暴力団等防止法律」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団に資することにより、公共の信用を害するおそれがあると認められるとき。

六　運送業務が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

イ　暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ　法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき。

エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性から勘案して高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。

七　荷物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ　当店で荷物の性質によりの取扱を拒絶すると定めたもの

- 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
- クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 遺骨、位牌、仏壇、宝石類、イリジウム、タングステン等の稀金属
- 美術品、貴金属
- 銃砲刀剣類
- 犬、ネコ、小鳥等の家畜・生物類
- 再生等行が困難な受象原、パスポート、事検証類
- 再生不可能な記念品、原稿、原図、テープ、フィルム類
- 火薬、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、爆発性のある物品
- 花火類及び劇物類
- 産業廃棄物
- 引越荷物
- 貴重物

2　八　天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　当店は運送を引き受けた後に前項各号に該当するりことを知った場合には、直ちに運送を中止し、荷送人と対応について協議します。ただし、前項第五号又は第六号に該当する場合には、運送は、荷送人に返送します。

3　前項によって返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

（外装表示）

第八条　当店は、ボックスの外装に第四条に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を貼り付けます。（ただし、第四条第一項第四項の内容は記載しない場合があります。）

（運賃、料金等の収受方法）

第九条　当店は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金（オプション作業その他運送に関する費用）（以下「運賃等」という。）を荷送人から収受します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することを認めることがあります。

3　前項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、当店は、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後荷送人に対し、その過不足分を精算します。

4　当店は、収受した運賃等の別戻しはしません。

（連絡運賃等又は利用運送）

第十条　当店は、荷物を他の運送機関と連絡して運送することにより、引き受けた荷物を他の運送機関に引き渡すことにより、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二節　引渡し

（引渡しを行う日等）

第十一条　当店は、送り状に記載された次の日時に荷物を引き渡します。ただし、交通事情等によりお届け希望日の翌日に引き渡すことがあります。

一　送り状にお届け希望日のお届け時間帯が「お届け希望日のお届け時間帯」の記載がある場合

二　送り状にお届け希望日のお届け時間帯が「お届け希望日のお届け時間帯」の記載がない場合

（荷受人以外の者に対する引渡し）

第十二条　当店は、送り状記載の荷受人が代理と認める者又は配達先における定業員であるこれに準ずる者に対する引渡しをもって荷受人に対する引渡しとなします。

（荷受人等が不在の場合等の処置）

第十三条　当店は、荷受人又は前条と同等であるものが不在のため引渡しを行えない場合は、荷物を持ち戻り、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

2　当店は、前項で荷物を持ち戻った後には、荷受人に連絡し、処理について指図を求めます。なお、荷受人の責に帰すべき事由より再配達を行う場合は、荷送人にその費用を請求する場合があります。

3　当店は、荷受人から、当店が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡日時及び配達先を変更して引き渡すりことがあります。

（引渡しができない場合の措置）

第十四条　当店は、荷受人を確認するりことができないとき、荷受人が荷物の受取りを拒否しいては荷受人のとき、又は荷受人が荷物を受け取るりことができないと認められるとき。

2　荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分を求めます。

3　当店は、前項に規定する指図の期間内に荷送人から指図がないとき、荷送人に対し、荷物の保管料その他の必要な費用を請求します。

（引渡しができない荷物の処分）

第十五条　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないとき、荷送人に対し、告知した上で、その指図を求めた日から三日経過した日までに荷物を保管した後、公正な第三者に荷物を売却することができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合で、その処分をするりことができないとき、荷物の期間内に指図がないとき、荷送人に対し、告知をしないで、直ちに荷物の処分をすることができます。

2　当店は、前項の規定により荷物の処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その処分により得られた代金を、不足分があるときは荷送人に不足額の支払いを請求し、余剰があるときは、これを荷送人に返還します。

第三節　指図

（指図）

第十六条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処理につき指図をすることができます。

2　前項の規定による荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡したときに、消滅します。

3　第一項に規定する指図に従って行った処置に要する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第十七条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第四節　事故

（事故の際の措置）

第十八条　当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しがお届け希望日より著しく遅延するりと判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処理につき指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待っていとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処置をします。

4　当店は、前項の規定による処置をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5　指図第三項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7　当店が第三項の規定により荷物の処置をしたときは、その処置に要した費用は荷送人の負担とします。

（責任と証明）

第十九条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が荷物の受取り、引渡し、保管及び運送に関し注意を払ったりことを証明しない限り、荷物の滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負います。

（荷送人の申告が不実、不備であった時の責任）

第二十条　当店は、荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第二十一条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷、遅延その他の損害について、損害賠償の責任を負いません。

一　当該荷物の性質、自然の消耗

二　当該荷物の性質による発火、爆発、破損、かび、腐敗、変色、さびその他これに類する事由

三　同盟罷業、同盟休業、社会的騒擾その他の事変又は騒盗

四　天災、予不可抗力による交通障害

五　地震、暴風、高潮、大雨、暴風雨、雷、雪、雹、雨、山崩れ等その他の天災

六　法令又は公権力の発動による差押、捕獲、没収、差押えの又は第三者の引渡し

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

八　荷送人の責任に関する特別の事情により生じた損害

（引受け前限荷物等に関する特別）

第二十八条　第七条第一項第五号に該当する荷物については、当店は、いかなる理由であっても、責任を負いません。

2　前条第一項第五号に該当する荷物については、当店がその旨を告げずに運送を引き受けた場合には、荷物の滅失、損害賠償の責任を負いません。

3　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意の必要とする荷物については、当店は、荷送人から荷物の特段の注意の必要とする旨の通知がなかったりことにより生じた荷物の滅失又は損傷について損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別運賃事由）

第二十九条　荷物の損傷又は一部滅失についての当店の責任は、荷受人が留置しないで荷物を受け取る際、荷物の損傷又は一部滅失についての当店の責任は、荷受人が留置しないで荷物を受け取ったりことを確認するりことができない損傷又は一部滅失の通知を荷受人に対して行ったりことにより、荷受人が荷物の引渡しの日から7日以内に当店に対して通知をしたりことは、この限りではありません。

2　前項の規定は、当店が損傷又は一部滅失を知って荷物を引き渡したる場合には、これを適用しません。

（損害賠償の限度額）

第三十条　荷物の滅失による損害については、荷物の価格（家送前における荷物の価格をいう。）の範囲内で賠償します。

2　複数の個々人荷物が全部失われた荷物が滅失するりことにより、荷物に関して第三者損害賠償責任を負うりことになる場合、当店は、前項の限度額の範囲内で賠償します。

3　等の損害が生じた場合についても、当店は、前項の限度額の範囲内で賠償します。

4　当店は、荷物の損傷によるりこと損害として、荷物の価格（家送前における荷物の価格をいう。）の範囲内で賠償します。

5　前項の規定は、第十三条第一項に規定する指図がないとき、荷送人に対し、告知をしないで、その指図を求めた日から三日経過した日までに荷物を保管した後、公正な第三者に荷物を売却することにより生じた損害に対して適用します。

6　前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

7　前項の規定により得られた代金を、第一項の規定により賠償すべき損害賠償額に充てます。

（運賃等の返還等）

第三十一条　当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任によらない事由によって、荷物に滅失、著しい損傷が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当店が運賃等を収受しないなったときは、これを請求しません。

（除斥期間）

第三十二条　当店の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から一年以内に裁判上の請求がされない場合は、消滅します。

2　前項の期間は、荷物の全部滅失の場合において、その荷物の引渡予定日からこれを起算します。

3　前二項の期間については、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

（連絡運賃等又は利用運送の際の責任）

第三十三条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、その約款により当店が負います。

（荷送人の賠償責任）

第三十四条　荷送人は、荷受人に損害を与えた責任を負わなければなりません。ただこの場合、荷送人が過失なくしてその欠陥責しては性質を知らなかったときも、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

令和二年七月一日

久留米運送株式会社

あっこそ幸せにっこり
久留米運送株式会社